

**中央環境審議会水環境・土壌農薬部会農薬小委員会天敵農薬分科会の設置について**

1. 令和4年9月15日の第5回中央環境審議会水環境・土壌農薬部会において、中央環境審議会水環境・土壌農薬部会農薬小委員会（以下「農薬小委員会」という。）の審議事項として、天敵農薬等の登録拒否基準に係る事項を追加することについて、ご了承いただいたところ。（別添1参照）。
  
2. 天敵農薬は、化学農薬と特性等が大きく異なるため、評価に当たっては特に専門的かつ具体的な議論が必要と考えられることから、農薬小委員会の下に、天敵農薬分科会を設置し、農薬小委員会での審議に先立って議論することとしましたので、ご報告します（別添2参照）。  
なお、天敵農薬分科会は、農業資材審議会農薬分科会生物農薬評価部会（農林水産省所管）と合同で開催することとしています。
  
3. 第1回天敵農薬分科会については、令和5年6月20日に開催を予定しており、天敵農薬の評価方法及び評価に必要な資料等について議論する予定としています。

(参考)

天敵農薬分科会の委員構成（50音順、敬称略）

天野 昭子	一般社団法人日本植物防疫協会茨城研究所所長
五箇 公一	国立研究開発法人国立環境研究所生物多様性領域 生態リスク評価・対策研究室長
後藤 千枝	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 中央農業研究センター虫・鳥獣害研究領域研究領域長
宮下 直	国立大学法人東京大学大学院農学生命科学研究科 生圏システム学専攻教授

## 中央環境審議会水環境・土壌農薬部会農薬小委員会の調査審議事項の改正について

### 1. 現在の調査審議事項

農薬は、農薬取締法(昭和二十三年法律第八十二号)に基づき、毒性、作物への残留、環境への影響等に関する様々な試験成績に基づき安全性の評価を行い、登録拒否基準に該当しない農薬だけが登録される仕組みとなっている。

これまで、農薬小委員会において、

- ① 作物残留、生活環境動植物及び水質汚濁に係る基準の設定若しくは改定
  - ② 特定農薬の指定若しくは変更
  - ③ 農薬を使用する者が遵守すべき基準の制定若しくは改廃
  - ④ その他農薬による環境汚染の防止対策の在り方等
- に関して、専門的な知見から調査審議いただってきた。

### 2. 天敵農薬に係る調査審議事項の拡大について

近年、有害動植物の天敵となる虫等(以下「狭義の天敵農薬」という。)や微生物などを有効成分とする天敵農薬が開発されている。この天敵農薬については、生きた状態で使用されることによって当該農薬が増殖や生息域の拡大等により、現行の法第4条第1項第1号から第10号にある農薬登録拒否基準では想定していない被害を及ぼす可能性が想定される。

天敵の捕食性等生物学的特性については、これまで、狭義の天敵農薬が登録申請された際は、「天敵農薬に係る環境影響評価ガイドライン」(平成11年3月環境庁水質保全局策定)に基づき、独立行政法人農林水産消費安全技術センター(FAMIC)が審査し登録してきたが、改めて評価法を検討し、農薬小委員会において有識者の評価をいただく仕組みとすることとしたい。

なお、評価法については、農林水産省とともに、狭義の天敵農薬の評価法に関する検討会を令和3年より3回開催し、天敵農薬の評価の考え方の案を取りまとめたところであり、これに基づき議論を継続することとしたい。

### 3. 補助成分に係る調査審議事項の拡大について

農薬(製剤)は、その薬効を示す有効成分とその薬効を安定的に発揮するための補助成分で構成される。農薬の登録申請に当たっては、有効成分については、毒性試験を要求し、関係府省が評価を実施してきたところであり、製剤については、急性毒性試験を要求し農林水産省が注意事項を設定してきたところである。これらに加え、補助成分についてもより一層の安全性向上のために何らかの措置を講じる必要があるとの考えから、別の物質への切り換えを促す補助成分を指定し、これらを含む農薬を新たに登録しない仕組みを構築することとした。

切り換えを促す補助成分を新たに指定するにあたり、生活環境動植物への影響の観点等から、指定の考え方や指定する物質について、農薬小委員会において有識者の審議をいただく仕組みとすることとしたい。

#### 4. 調査審議事項の拡大に係る手続きについて

上記2. および3. に係る事項については、現行の法第4条第1項第1号から第10号にある農薬登録拒否基準には該当しないことから、現在、農薬取締法第4条第1項第11号の農林水産省令・環境省令で定める場合を定める省令案について別添1のとおり策定を予定しており、現在、パブリックコメントを行っている。

省令策定後、別添2のとおり、農薬小委員会の調査審議事項に農薬取締法第4条1項第11号に掲げる場合に関する事項を加えさせていただきたい。

## 農薬小委員会の調査審議事項に関する関係法令

### ○ 農薬取締法(昭和二十三年七月一日法律第八十二号) (抄)

(定義)

第二条 この法律において「農薬」とは、農作物(樹木及び農林産物を含む。以下「農作物等」という。)を害する菌、線虫、だに、昆虫、ねずみ、草その他の動植物又はウイルス(以下「病害虫」と総称する。)の防除に用いられる殺菌剤、殺虫剤、除草剤その他の薬剤(その薬剤を原料又は材料として使用した資材で当該防除に用いられるもののうち政令で定めるものを含む。)及び農作物等の生理機能の増進又は抑制に用いられる成長促進剤、発芽抑制剤その他の薬剤(肥料の品質の確保等に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十七号)第二条第一項に規定する肥料を除く。)をいう。

2 前項の防除のために利用される天敵は、この法律の適用については、これを農薬とみなす。

(農薬の登録)

第三条 製造者又は輸入者は、農薬について、農林水産大臣の登録を受けなければ、これを製造し若しくは加工し、又は輸入してはならない。ただし、その原材料に照らし農作物等、人畜及び生活環境動植物(その生息又は生育に支障を生ずる場合には人の生活環境の保全上支障を生ずるおそれがある動植物をいう。以下同じ。)に害を及ぼすおそれがないことが明らかなものとして農林水産大臣及び環境大臣が指定する農薬(以下「特定農薬」という。)を製造し若しくは加工し、又は輸入する場合、第三十四条第一項の登録に係る農薬で同条第六項において準用する第十六条の規定による表示のあるものを輸入する場合その他農林水産省令・環境省令で定める場合は、この限りでない。

(登録の拒否)

第四条 農林水産大臣は、前条第四項の審査の結果、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、同条第一項の登録を拒否しなければならない。

一 提出された書類の記載事項に虚偽の事実があるとき。

二 特定試験成績が基準適合試験によるものでないとき。

三 当該農薬の薬効がないと認められるとき。

四 前条第二項第三号に掲げる事項についての申請書の記載に従い当該農薬を使用する場合に農作物等に害があるとき。

五 当該農薬を使用するときは、使用に際し、前条第二項第四号の被害防止方法を講じた場合においてもなお人畜に被害を生ずるおそれがあるとき。

六 前条第二項第三号に掲げる事項についての申請書の記載に従い当該農薬を使用する場合に、その使用に係る農作物等への当該農薬の成分(その成分が化学的に変化して生成したものを含む。次号において同じ。)の残留の程度からみて、当該農作物等又は当該農作物等を家畜の飼料の用に供して生産される畜産物の利用が原因となって人に被害を生ずるおそれがあるとき。

七 前条第二項第三号に掲げる事項についての申請書の記載に従い当該農薬を使用する場合に、その使用に係る農地等の土壌への当該農薬の成分の残留の程度からみて、当該農地等

において栽培される農作物等又は当該農作物等を家畜の飼料の用に供して生産される畜産物の利用が原因となって人に被害を生ずるおそれがあるとき。

八 当該種類の農薬が、その相当の普及状態の下に前条第二項第三号に掲げる事項についての申請書の記載に従い一般的に使用されるとした場合に、その生活環境動植物に対する毒性の強さ及びその毒性の相当日数にわたる持続性からみて、多くの場合、その使用に伴うと認められる生活環境動植物の被害が発生し、かつ、その被害が著しいものとなるおそれがあるとき。

九 当該種類の農薬が、その相当の普及状態の下に前条第二項第三号に掲げる事項についての申請書の記載に従い一般的に使用されるとした場合に、多くの場合、その使用に伴うと認められる公共用水域(水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号)第二条第一項に規定する公共用水域をいう。第二十六条において同じ。)の水質の汚濁が生じ、かつ、その汚濁に係る水(その汚濁により汚染される水産動植物を含む。同条において同じ。)の利用が原因となって人畜に被害を生ずるおそれがあるとき。

十 当該農薬の名称が、その主成分又は効果について誤解を生ずるおそれがあるものであるとき

十一 前各号に掲げるもののほか、農作物等、人畜又は生活環境動植物に害を及ぼすおそれがある場合として農林水産省令・環境省令で定める場合に該当するとき。

2 前項第五号に掲げる場合に該当するかどうかの基準は、農林水産大臣が定めて告示する。

3 第一項第六号から第九号までのいずれかに掲げる場合に該当するかどうかの基準は、環境大臣が定めて告示する。

(農薬の使用の規制)

第二十五条 農林水産大臣及び環境大臣は、農薬の安全かつ適正な使用を確保するため、農林水産省令・環境省令で、現に第三条第一項又は第三十四条第一項の登録を受けている農薬その他の農林水産省令・環境省令で定める農薬について、その種類ごとに、その使用の時期及び方法その他の事項について農薬を使用する者が遵守すべき基準を定めなければならない。

2 農林水産大臣及び環境大臣は、必要があると認められる場合には、前項の基準を変更することができる。

3 農薬使用者は、第一項の基準(前項の規定により当該基準が変更された場合には、その変更後の基準)に違反して、農薬を使用してはならない。

(別添2)

## 天敵農薬の評価について

令和5年4月11日

中央環境審議会水環境・土壌農薬部会農薬小委員長決定

農薬取締法第4条1項第11号に規定する農林水産省令・環境省令（令和5年農林水産省・環境省令第2号）で定める場合に関する事項についての調査審議のうち、天敵農薬の評価について次のとおり定める。

天敵農薬の評価については、特に専門的かつ具体的な議論が必要なことから、小委員長は、小委員会での調査審議に先立ち、小委員会に属する委員のうち評価案件について特に専門性の高い委員等を招集して天敵農薬分科会を開催し、議論することができる。

中央環境審議会水環境・土壌農薬部会農薬小委員会天敵農薬分科会  
委員名簿

令和5年4月11日現在

氏名 (敬称略)	所属・役職
天野 昭子	一般社団法人日本植物防疫協会茨城研究所所長
五箇 公一	国立研究開発法人国立環境研究所生物多様性領域 生態リスク評価・対策研究室長
後藤 千枝	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 本部事業開発部地域連携課
宮下 直	国立大学法人東京大学大学院農学生命科学研究科 生圏システム学専攻教授



## 天敵農薬に関する関係法令

## ○農薬取締法(昭和二十三年七月一日法律第八十二号)(抄)

(定義)

第二条 この法律において「農薬」とは、農作物(樹木及び農林産物を含む。以下「農作物等」という。)を害する菌、線虫、だに、昆虫、ねずみ、草その他の動植物又はウイルス(以下「病害虫」と総称する。)の防除に用いられる殺菌剤、殺虫剤、除草剤その他の薬剤(その薬剤を原料又は材料として使用した資材で当該防除に用いられるもののうち政令で定めるものを含む。)及び農作物等の生理機能の増進又は抑制に用いられる成長促進剤、発芽抑制剤その他の薬剤(肥料の品質の確保等に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十七号)第二条第一項に規定する肥料を除く。)をいう。

2 前項の防除のために利用される天敵は、この法律の適用については、これを農薬とみなす。

(登録の拒否)

第四条 農林水産大臣は、前条第四項の審査の結果、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、同条第一項の登録を拒否しなければならない。

- 一 提出された書類の記載事項に虚偽の事実があるとき。
- 二 特定試験成績が基準適合試験によるものでないとき。
- 三 当該農薬の薬効がないと認められるとき。
- 四 前条第二項第三号に掲げる事項についての申請書の記載に従い当該農薬を使用する場合に農作物等に害があるとき。
- 五 当該農薬を使用するとき、使用に際し、前条第二項第四号の被害防止方法を講じた場合においてもなお人畜に被害を生ずるおそれがあるとき。
- 六 前条第二項第三号に掲げる事項についての申請書の記載に従い当該農薬を使用する場合に、その使用に係る農作物等への当該農薬の成分(その成分が化学的に変化して生成したものを含む。次号において同じ。)の残留の程度からみて、当該農作物等又は当該農作物等を家畜の飼料の用に供して生産される畜産物の利用が原因となって人に被害を生ずるおそれがあるとき。
- 七 前条第二項第三号に掲げる事項についての申請書の記載に従い当該農薬を使用する場合に、その使用に係る農地等の土壌への当該農薬の成分の残留の程度からみて、当該農地等において栽培される農作物等又は当該農作物等を家畜の飼料の用に供して生産される畜産物の利用が原因となって人に被害を生ずるおそれがあるとき。

八 当該種類の農薬が、その相当の普及状態の下に前条第二項第三号に掲げる事項についての申請書の記載に従い一般的に使用されるとした場合に、その生活環境動植物に対する毒性の強さ及びその毒性の相当日数にわたる持続性からみて、多くの場合、その使用に伴うと認められる生活環境動植物の被害が発生し、かつ、その被害が著しいものとなるおそれがあるとき。

九 当該種類の農薬が、その相当の普及状態の下に前条第二項第三号に掲げる事項についての申請書の記載に従い一般的に使用されるとした場合に、多くの場合、その使用に伴うと認められる公共用水域(水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号)第二条第一項に規定する公共用水域をいう。第二十六条において同じ。)の水質の汚濁が生じ、かつ、その汚濁に係る水(その汚濁により汚染される水産動植物を含む。同条において同じ。)の利用が原因となって人畜に被害を生ずるおそれがあるとき。

十 当該農薬の名称が、その主成分又は効果について誤解を生ずるおそれがあるものであるとき。

十一 前各号に掲げるもののほか、農作物等、人畜又は生活環境動植物に害を及ぼすおそれがある場合として農林水産省令・環境省令で定める場合に該当するとき。

○農薬取締法第四条第一項第十一号の農林水産省令・環境省令で定める場合を定める省令(令和5年4月4日農林水産省・環境省令第2号)

農薬取締法(以下「法」という。)第四条第一項第十一号に規定する農林水産省令・環境省令で定める場合は、次に掲げるときとする。

一 当該農薬が、法第二条第二項の規定により農薬とみなされた天敵であり、かつ、法第三条第二項第三号に掲げる事項についての申請書の記載に従い一般的に使用されるとした場合において、多くの場合、その使用に伴うと認められる生活環境動植物の被害が発生し、かつ、その被害が著しいものとなるおそれがあるとき。

二 (略)